

庁議（令和5年4月11日）結果について

- 1 開催日 令和5年4月11日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 まちづくり政策部長、納税課長、市民税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市市税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 軽自動車税（種別割）の特定小型原動機付自転車に係る課税上の取扱いについて</p> <p>（1）改正の趣旨 地方税法第463条の15第1項第1号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車の規定の一部改正に伴い、3輪以上の原動機付自転車に係る種別割の税率に係る規定を整備する。</p> <p>（2）改正の概要 原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、道路運送車両の保安基準で新たに定義された特定小型原動機付自転車の課税上の取扱いについては、市税条例第28条第1号アに区分される税率となることから、同条同号エに区分される3輪以上の原動機付自転車から特定小型原動機付自転車を除外する改正を行うもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正により、平塚市手数料条例の一部改正を行うものである。</p> <p>条例第2条別表「14都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務」及び「16建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事務」について変更を行う。</p>
結果	審議の結果承認された。

（3）平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正要旨 平塚市屋外広告物条例で、屋外広告物の設置を原則として禁止する地域の一つである「道路・鉄道から展望できる範囲で、市長が指定する地域」について、元々の規制趣旨や現状の課題等を踏まえた、より極めの細かい規制となるよう、広告物の種別に応じ、当該禁止地域の適用を次のとおり改正する。</p> <p>（1）自己用広告物等 当該禁止地域内全域にわたり禁止地域の適用を除外する。</p>
----	---

	<p>(2) 第三者広告物 市長が指定する道路の沿道に規則で定める基準に適合して表示する広告は禁止地域の適用を除外する。</p> <p>2 施行日 令和5年7月1日</p> <p>3 その他 条例の一部改正に併せ、同施行規則も関連する規定の一部改正を行う。(施行日 令和5年7月1日)</p>
結果	審議の結果承認された。

以 上